

# soudanshitsu-dayori 相談室だより

令和3年11月5日発行 第411号

- 公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」  
基本方針1. 人権を尊重した医療の提供
2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕
  3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

発行:井之頭病院相談室 0422-44-5331(代)  
〒181-8531 三鷹市上連雀 4-14-1  
URL <http://www.inokashira-hp.or.jp>



## 今月の相談室だよりの紙面

2ページ	紙面文化祭
3ページ	だよりの情報広場 就労移行支援事業所『ウェルビー三鷹センター』
4ページ	家族懇談会再開のお知らせ/自立支援医療制度/心身障害者医療費助成制度(マル障)について/編集後記



## 当院を利用されているご家族向けの催し

### つながろう 家族のための「わわわ会」 オンライン (Zoom) で開催します!

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について一緒に学び合う場です。

1クール5回シリーズですが、どの回からでも参加できます。新型コロナウイルス感染症対策として当面の間はオンライン (Zoom) で開催します。

対象: 当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族 (アルコール依存症を除く)

参加方法: 予約制 (各回 15名まで)

電話または直接、相談窓口 (4番) までご連絡ください。

参加方法をご案内いたします。(☎0422-44-5331 代表)

開催日程: 毎月最終土曜日 10:00~11:30

内容: 各回、講義と質疑のみ。懇談 (グループ) は行いません。

費用: 無料 テキスト (5回分含) をご希望の方は、相談窓口 (4番) で販売しています。(1冊 500円)

今後の予定: ★11/27 「私」らしく暮らす ★12/25 統合失調症とは ★1/29 お薬について

★ 2/26 みな元気です過ごせますように ★3/26 いっしょに歩む精神科リハビリテーション

11/27

今月のテーマ

「私」らしく暮らす

講師: ソーシャルワーカー

### アルコール家族教育プログラムをオンライン (Zoom) で配信しています!

アルコール依存症に関する医師と精神保健福祉士による講義をオンラインで月2回配信しています。

対象: 当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族

日時: 第1・3土曜日 10:00~11:00

内容: 第1週 アルコール依存症とその治療について (担当: 医師)

第2週 アルコール依存症からの回復と社会資源 (担当: 精神保健福祉士)

参加方法: 予約制となります。参加ご希望の方は当院のホームページよりお申込みください。(トップページよりご来院の皆様へ→ご家族向け→家族教育プログラムの「参加方法」より応募フォームへアクセスしてください。)

詳細や実施状況については  
当院ホームページを  
ご覧ください

NEW

### 家族懇談会

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフも一緒に考える場です。

11月から、オンライン (ZOOM) で開催します!!

詳しくは⇒4面をご覧ください



再開に向けて準備  
中です

### アルコール家族ミーティング

ご家族自身の気持ちを話す場です。他のご家族の話聞くだけでも構いません。

### 家族セルフヘルプグループ 「かけはし」

家族による家族のための相談例会です。

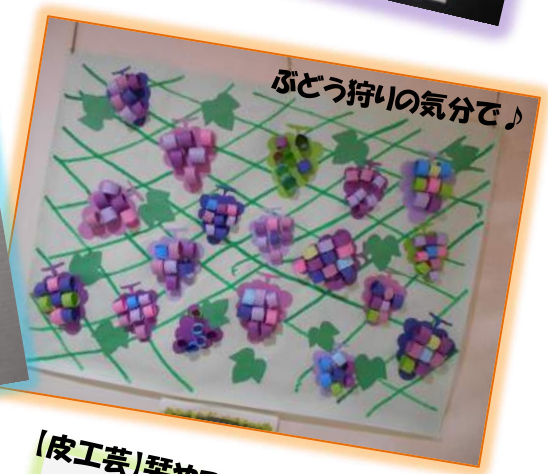
ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧いただけます

井之頭病院ホームページより「精神保健福祉相談」→ 相談室だより「ダウンロード」をクリック

# 井之頭病院 紙面文化祭

新型コロナウイルス感染防止のため、昨年度と同様に、今年度の文化祭も開催を見合わせる事になりました。これに代えて、11月6日(土)に院内の患者様向けに、小さな作品展示会を行います。当院の作業療法の中で、様々な作品が患者様の手によって作られています。これまでは、文化祭を通して院外の方にも見ていただく機会がありましたが、今年もそれが叶いません。

今回は、相談室だよりの紙面を通して、院外の方にも作品の数々を見ていただき、文化祭の雰囲気を感じていただけたらと思います。(作業療法室 本山)



数ある作品の中から、ほんの一部をご紹介させていただきました！  
来年度は皆さまに直接ご覧いただけるよう、引き続き感染防止に努めたいと思います。

# だよりんの情報広場

就労移行支援事業所 ウェルビー三鷹センター 亀井様にご寄稿いただきました！



就労移行支援事業所ウェルビー三鷹センターは

『障害を生かし自分らしく働く』ことを追求する障害者就職支援のプロフェッショナルです。

障害は”隠す”ものではなく”生かす”ものである。そんな思いのもと、ご利用いただく全ての方と真摯に向き合い続けてきました。

「障害を生かし自分らしく働きたい」その気持ちを私たちが全力で応援します！

●就労移行支援とは…就労移行支援とは、障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスのひとつです。原則 24 カ月(2 年)の期間、ご利用できます。就労移行支援事業所は、企業等で働きたい障害のある方に対して、働くために必要な知識と能力を高める場所です。企業等への就職を希望する 18 歳以上 65 歳未満の障害や難病のある方がご利用いただけます。

●サービス内容…通常のオフィスを再現したセンターにて、パソコンや電話受付、メールの書き方等のビジネスマナー等の訓練を行い、実務で要求されるビジネススキルの習得をサポートすることで、一般企業が求める人材への成長をお手伝いいたします。また、個別キャリアカウンセリングに基づいたウェルビーの就労コンサルタントのきめ細かいサポートにより、多くの障害のある方の就職を実現するとともに、就職後も職場定着のサポート体制を整える事で、本当に自立できるよう徹底的にサポートいたします。

## ～ウェルビー三鷹センター「企業実践プログラム」のご紹介～

企業実践とは⇒ウェルビーが独自で行っている訓練の一つで、企業で求められる職業準備性を実践的に身につけて戴くためのプログラムです。三鷹センターでは、実際に働いている会社を想定して 5 つの課(庶務課・広報課・企画課・経理課・総務課)に各通所者が配属され、それぞれの業務に取り組んでいます。

### <配属部署&業務内容>

○庶務課:物品の管理・整理・発注 ○総務課:電話対応 ○広報課:ブログ作成・ウェルビー通信制作 ○企画課:イベント企画・準備・運営 ○経理課:請求書作成・事務業務



### 「オンライン企画課」進行中！！

現在、三鷹センター企画課はテレワークでの仕事を想定し、ウェルビーの他2センター(秋葉原・錦糸町)とオンライン会議を重ねながら、合同イベントを計画しています。

◎11月23日(火・祝)

特別企画「クイズ王に私はなる！オンライン3センタークイズ大会」



毎月第4水曜日の14:00～16:00に「見学説明会&体験会(要予約)」を開催しています。一步を踏み出すきっかけにしてみませんか。お気軽にお問い合わせください！  
\*三鷹センターでは随時見学・体験を受け付けております。

ウェルビー三鷹センター  
〒181-0013  
東京都三鷹市下連雀 3-32-3 名取屋興産ビル 305号室  
TEL:0422-40-4800



次号は…



## 家族懇談会 オンライン版

期間限定試行

家族懇談会は令和2年2月から新型コロナウイルスの感染拡大により休止していました。この間も家族懇談会の再開を望む声もいただいております。従来の対面による懇談会の再開も模索してきましたが、コロナ禍の終息も見えない状況のため、感染リスクのないオンラインによる開催を試みることにしました。

**期間は令和3年11月から令和4年の3月まで。**開催日は、**毎月最終土曜日を予定**しています。

オンラインのやりにくさもあるとは思いますが、参加されるご家族が安心して話せる場を作っていきたいと考えていますので、皆さまどうぞご参加ください。

日時：令和3年11月27日（土）14時～15時（13時45分受付開始）  
方法：ZOOM（参加するにはZOOMアプリケーションソフトのダウンロードが必要です。）

申込方法：予約制

当院2号館4番相談受付窓口に来院、またはTELで家族懇談会担当までお申し込みください。（定員8名まで）

参加対象者：当院に受診または家族相談歴のあるご家族で参加ルール（※）に同意した方



※皆様に安心してご参加いただくために、事前に参加ルールを説明させていただき、ご同意いただくことが条件となります。詳細は申し込みの際にお伝えします。

## 自立支援医療制度をご存知ですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります（注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です）。

また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書が必要になります。当院での診断書料金は5,500円です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

## 心身障害者医療費助成制度（マル障）をご存知ですか？

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（※）は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での（精神科以外でも）外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります（ただし、入院中の食事療養費は対象外）。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。

文化祭（11/6）は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、院内で作品展示のみの開催となります。

編集後記：すっかり寒くなり冬まっしぐらですね。最近湯舟にゆっくり浸かるのがマイブームです。（前）